

週刊全住協 News

Japan Association of Home Suppliers



令和4年11月の住宅着工、前年比1.4%減の7.2万戸

～国交省調べ、貸家は増加、持家・分譲住宅が減少

国土交通省がまとめた、令和4年11月の「建築着工統計調査報告」によると、全国の新設住宅着工戸数は、貸家は増加したが、持家及び分譲住宅が減少したため、全体で前年同月比1.4%減の7万2372戸で2か月連続の減少となった。季節調整済年率換算値は前月比3.7%減の83万8000戸となり、前月の増加から再び減少。

利用関係別にみると、持家は前年同月比15.1%減で12か月連続の減少。民間資金による持家が減少し、公的資金による持家も減少したため、持家全体で減少となった。貸家は同11.4%増で21か月連続の増加。民間資金による貸家が増加し、公的資金による貸家も増加したため、貸家全体で増加となった。分譲住宅は同0.8%減で4か月ぶりの減少。マンションが減少し、一戸建住宅も減少したため、分譲住宅全体で減少となった。

圏域別にみると、首都圏は持家が前年同月比16.2%減、貸家が同14.6%増、分譲住宅が同18.1%増で全体では同8.7%増となった。中部圏は持家が同17.5%減、貸家が同19.8%増、分譲住宅が同18.5%増で全体では同2.2%増。近畿圏は持家が同11.5%減、貸家が同24.4%増、分譲住宅が同20.3%減で全体では同1.5%減。その他の地域は持家が同14.8%減、貸家が同0.8%増、分譲住宅が同19.5%減で全体では同10.0%減となった。

《令和4年11月の新設住宅着工動向の概要》

[利用関係別] ◇持家＝2万1511戸(前年同月比15.1%減、12か月連続の減少)。大部分を占める民間金融機関など民間資金による持家は同15.0%減の1万9573戸で11か月連続の減少。住宅金融支援機構や地方自治体など公的資金による持家は同15.8%減の1938戸で13か月連続の減少。◇貸家＝2万9873戸(前年同月比11.4%増、21か月連続の増加)。民間資金による貸家は同7.0%増の2万6756戸で5か月連続の増加。公的資金による貸家は同72.3%増の3117戸で2か月連続の増加。◇分譲住宅＝2万642戸(前年同月比0.8%減、4か月ぶりの減少)。うちマンションは同1.8%減の8092戸で4か月ぶりの減少、一戸建住宅は同1.1%減の1万2370戸で19か月ぶりの減少。

[圏域別・利用関係別] ◇首都圏＝2万4818戸(前年同月比8.7%増)、うち持家4386戸(同16.2%減)、貸家1万627戸(同14.6%増)、分譲住宅9713戸(同18.1%増)、うちマンション4456戸(同46.5%増)、一戸建住宅5116戸(同0.5%減)。◇中部圏＝8975戸(前年同月比2.2%増)、うち持家3207戸(同17.5%減)、貸家3190戸(同19.8%増)、分譲住宅2559戸(同18.5%増)、うちマンション980戸(同84.9%増)、一戸建住宅1573戸(同3.0%減)。◇近畿圏＝1万1279戸(前年同月比1.5%減)、うち持家2897戸(同11.5%減)、貸家5544

戸(同 24.4%増)、分譲住宅 2818 戸(同 20.3%減)、うちマンション 1072 戸(同 35.6%減)、一戸建住宅 1738 戸(同 6.5%減)。◇**その他の地域**=2 万 7300 戸(前年同月比 10.0%減)、うち持家 1 万 1021 戸(同 14.8%減)、貸家 1 万 512 戸(同 0.8%増)、分譲住宅 5552 戸(同 19.5%減)、うちマンション 1584 戸(同 47.3%減)、一戸建住宅 3943 戸(同 1.4%増)。

[**マンションの圏域別**] ◇**首都圏**=4456 戸(前年同月比 46.5%増)、うち東京都 2868 戸(同 77.0%増)、うち東京 23 区 2775 戸(同 115.6%増)、東京都下 93 戸(同 72.1%減)、神奈川県 866 戸(同 6.7%減)、千葉県 222 戸(同 32.9%増)、埼玉県 500 戸(同 53.4%増)。◇**中部圏**=980 戸(前年同月比 84.9%増)、うち愛知県 922 戸(同 83.3%増)、静岡県 58 戸(同 114.8%増)、三重県 0 戸(前年同月 0 戸)、岐阜県 0 戸(同 0 戸)。◇**近畿圏**=1072 戸(前年同月比 35.6%減)、うち大阪府 570 戸(同 51.9%減)、兵庫県 265 戸(同 19.7%減)、京都府 23 戸(同 84.6%減)、奈良県 214 戸(前年同月 0 戸)、滋賀県 0 戸(同 0 戸)、和歌山県 0 戸(同 0 戸)。◇**その他の地域**=1584 戸(前年同月比 47.3%減)、うち北海道 209 戸(同 41.9%減)、宮城県 40 戸(同 51.2%減)、広島県 105 戸(同 51.8%減)、福岡県 657 戸(同 23.2%減)。

[**建築工法別**] ◇**プレハブ工法**=9847 戸(前年同月比 2.6%減、前月の増加から再び減少)。◇**ツーバイフォー工法**=8242 戸(前年同月比 3.3%減、8 か月連続の減少)。

[**URL**] https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001124.html

[**問合せ先**] 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 03—5253—8111 内線 28621、28634



周知依頼

台風第 14・15 号による災害が印紙税非課税措置の対象に、国交省から周知依頼

令和 4 年 9 月に発生した台風第 14・15 号による災害が、印紙税の非課税措置の対象となる被災者生活再建支援法適用「自然災害」になったことについて、国土交通省不動産・建設経済局不動産課から当協会に周知方協力依頼があった。

租税特別措置法により、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた人(被災者)が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられている。

◇災害発生日=令和 4 年 9 月 17 日。被災者生活再建支援法適用「自然災害」=令和 4 年台風第 14 号による災害。該当区域=宮崎県延岡市。

◇災害発生日=令和 4 年 9 月 23 日。被災者生活再建支援法適用「自然災害」=令和 4 年台風第 15 号による災害。該当区域=静岡県静岡市。

[**URL**] http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html
(内閣府「被災者生活再建支援法の適用状況について」)

FATF 声明を踏まえたミャンマーとの取引の厳格な顧客管理について、周知依頼

令和 4 年 10 月 21 日付け FATF(金融活動作業部会)声明を踏まえたミャンマー連邦共和国

(以下「ミャンマー」と)の取引の厳格な顧客管理について、警察庁から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

このたび、FATF は、令和 4 年 10 月 21 日の声明において、ミャンマーについては、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対処が進展していないことなどを踏まえ、加盟国・地域に対し、ミャンマーより生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを要請したところである。

同年 12 月 1 日に公表された犯罪収益移転危険度調査書では「イラン及び北朝鮮のほかにも、FATF 声明を踏まえて注意を要する国・地域との取引は、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められるが、令和 4 年 6 月の声明では該当する国・地域はなかった」としているものの、その脚注において、「FATF 声明は、4 か月に 1 回(通常 2 月、6 月及び 10 月)開催される FATF 全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度、変わり得ることから、特定事業者は継続的に注意を払う必要がある」としているところ、今般の FATF 声明を踏まえれば、ミャンマーとの取引は犯罪による収益の危険性の程度が高いものと認められる。

したがって、ミャンマーとの取引は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」(平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号、以下「犯収法施行規則」)第 27 条第 1 項第 3 号における「犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」となるので、同規則に基づき、厳格な顧客管理が求められることになる。

上記取扱いについて、警察庁では、国土交通省が所管する特定事業者に対して周知するとともに、ミャンマーとの取引に関して、「犯収法施行規則」第 27 条第 1 項第 3 号に基づく厳格な顧客管理義務の履行の徹底につき、指導することを要請している。

【問合せ先】警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課
犯罪収益移転防止対策室 03—3581—0141(代表)

重要土地等調査法に基づく注視区域と特別注視区域が指定、2/1 から施行

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和 3 年法律第 84 号、「重要土地等調査法」)に基づく区域の指定について、国土交通省不動産・建設経済局不動産課から当協会に周知依頼があった。

令和 4 年 12 月 27 日、内閣府より、同法に基づく「注視区域及び特別注視区域の指定に関する告示」(令和 4 年内閣府告示第 121 号)が公布、「注視区域」(北海道、東京都、島根県、長崎県の一部)と「特別注視区域」(北海道、青森県、東京都、島根県、長崎県の一部)が指定され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなった。

＜注視区域・特別注視区域の指定について＞「重要土地等調査法」によると、注視区域・特別注視区域の指定については、次のようになっている。◇注視区域＝重要施設(防衛関係施設等)の周囲おおむね 1000m の区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等(土地及び建物)が機能阻害行為(重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為)の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定する。◇特別注視区

域＝重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を特別注視区域として指定する。

注視区域及び特別注視区域の一覧など詳細については、下記の内閣府URLを参照すること。

〔URL〕 <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki/chushikuiki.html>
(内閣府「注視区域の一覧」)

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki/tokubetsuchushikuiki.html>
(内閣府「特別注視区域の一覧」)

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>
(内閣府「重要土地等調査法」)

【問合せ先】 内閣府 重要土地等調査法コールセンター 0570—001—125

「三陸・常磐ものネットワーク」について、経産省等から周知依頼

「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」について、経済産業省、復興庁、農林水産省から当協会に周知依頼があった。

同ネットワークは、東日本大震災の被災地の本格的な復興に向けて、「三陸・常磐もの」の魅力を発信し、消費を拡大するための官民連携の枠組み。企業、政府関係機関、全国の自治体の積極的な参加を呼びかけている。

産業界、全国の自治体、政府関係機関から広く参加を募り、三陸・常磐地域の水産物等の“売り手”と“買い手”をつなげることで、「三陸・常磐もの」の魅力を発信し、消費拡大を推進するプロジェクト。同ネットワークに参加した企業等に、社食や弁当、キッチンカーやマルシェを通じて「三陸・常磐もの」を届け、消費拡大につなげる。また、「三陸・常磐フェア」などのイベントの企画や情報発信を行うことで、三陸・常磐地域の水産業等の本格的な復興とさらなる発展を目指す。詳細については下記URLを参照すること。

〔URL〕 <https://sjm-network.jp/>(魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク)

【問合せ先】 魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク事業事務局
E-mail : info@sjm-network.jp



お知らせ

国交省・経産省・環境省、「住宅省エネ 2023 キャンペーン」のHP開設

国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により行う住宅の省エネリフォーム支援「住宅省エネ 2023 キャンペーン」及び国土交通省が行う「ZEH住宅の取得への支援」について、共通ホームページが令和4年12月27日に開設された。国土交通省「こどもエコすまいる支援事業」によって行う「住宅の省エネリフォーム支援」及び「ZEH住宅の取得への支援」は、共通ホームページからアクセスが可能。

<スケジュール(3事業共通)>

【補助金交付の対象となる建材・設備の募集】開始時期＝令和4年12月27日(火)。

【事業者登録の受付】開始時期＝令和5年1月17日(火)午後。

【補助金交付申請(予約含む)の受付】開始時期＝令和5年3月下旬(予定)。

※「こどもエコすまい支援事業」では交付申請(予約申請を含む)までに事業者登録をしておく必要がある。なお、「こどもみらい住宅支援事業」の事業者登録を受けている事業者は、1月17日より統括アカウント利用者に対して、共通ポータル(統括アカウント)が発行され、共通ホームページ内からアクセスできる「共通ポータル」において、簡易な手続きで事業者登録が可能となる。詳細については、下記URLを参照すること。

[URL] https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001136.html

<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

(住宅の省エネリフォーム支援「住宅省エネ2023キャンペーン」共通ホームページ)

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>

(こどもエコすまい支援事業事務局ホームページ)

【問合先】国土交通省 住宅局 住宅生産課 03—5253—8111 内線 39471

3事業共通の窓口 0570—200—594



セミナー

日本CLT協会、「CLT関連告示解説セミナー」1月27日開催

(一社)日本CLT協会は、「CLT関連告示解説セミナー—CLTパネル工法技術基準告示第611号改正の解説—」を1月27日(金)にオンラインで開催する。

2022年11月にCLTパネル工法技術基準告示第611号が改正された。同セミナーでは、告示改正のポイントを詳しく解説するとともに、これらを踏まえて、CLTの実情や今後の展開について説明する。さらに、CLTパネル工法への理解と設計法の習得に取り組みやすい環境を整えることを目的として2016年に発行した「CLT関連告示等解説書」の告示第611号の条文、逐条解説の補足説明を行う。

【第1部】CLTパネル工法技術基準告示第611号改正内容の解説＝荒木康弘氏[国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部主任研究官]。【第2部】「CLT関連告示等解説書(2016年発行)」のCLTパネル工法技術基準告示第611号告示の条文、逐条解説の補足説明＝中越隆道氏[(一社)日本CLT協会構造設計相談室担当]。【第3部】CLTの最近の動向と改正告示による今後の展開について＝五十田博氏[京大大学生存圏研究所生活圏木質構造科学分野教授]。

【日時】1月27日(金) 14:00～16:00。【開催方法】オンライン(Zoom ウェビナー)。【参加費】無料。【定員】500名。【申込締切】1月19日(木)まで。

申込方法など詳細については、下記URLを参照すること。

[URL] <https://clta.jp/wp-content/uploads/2022/12/CLTkanrenkokujiKaisetsuseminar.pdf>

【問合先】セミナー事務局 03—5825—4774